

株主各位

証券コード 7323

2020年6月12日

東京都港区六本木一丁目8番7号

アイペット損害保険株式会社

代表取締役社長 山村 鉄平

## 第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社の第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染症に関する状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2020年6月26日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1</b> 日 時	2020年6月27日（土曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2</b> 場 所	東京都港区赤坂一丁目12番32号 <b>アーク森ビル イーストウィング37階 「アークヒルズクラブ クラブルーム」</b> <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
<b>3</b> 目的事項	<b>報告事項</b> 第16期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告及び計算書類の内容報告の件  <b>決議事項</b> 第1号議案 株式移転計画承認の件 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載します。株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませますようお願いいたします。

**当社ウェブサイト：**<https://www.ipet-ins.com/company/ir/meeting.html>

〈ご来場の株主さまへのお願い〉

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主さまは、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・会場受付付近で、株主さまのためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・当社役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主さまにおかれましては、事前に本株主総会招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続という観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により以上の対応を更新する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにもその内容を掲載いたします。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  1. 事業報告の「新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」及び「親会社等との間の取引に関する事項」
  2. 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「会計方針及びその他の注記」

当社ウェブサイト：<https://www.ipet-ins.com/company/ir/meeting.html>

## (添付書類)

2019年度事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 1 保険会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

当事業年度におけるわが国経済は、外需は弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大に伴う混乱により世界経済が減速し、景気の先行きは不透明な状況となっております。ペット業界においては、矢野経済研究所が2019年12月に発行した「ペットビジネスマーケティング総覧 2020年版」によると、2018年度ペット関連総市場規模は小売金額ベースで前年度比1.6%増の1兆5,442億円で推移し、2019年度は前年度比1.7%増の1兆5,700億円と見込まれております。一般社団法人ペットフード協会の調査によると、全国の犬の飼育頭数の推計は近年減少傾向にあり、2019年には8,797千頭、猫の飼育頭数の推計は微増が続き2019年には9,778千頭となっております。一方、2019年の犬・猫の飼育頭数推計の合計値(18,575千頭)は15歳未満の総人口(15,210千人、2019年10月1日現在(確定値)、総務省統計局 人口推計)を超えており、日本の世帯においてペットが大きな位置付けとなっていることがうかがえます。ペットを大切な家族の一員と考える飼い主さまが増えていることを背景に、ペット一頭あたりへの支出が増加しており、今後もペット関連市場は拡大していくものと予測されております。

この中で、ペット保険市場は、前述の矢野経済研究所の資料によると、2018年度には712億円だった市場規模が2019年度には824億円へと15.7%増の成長が見込まれています。海外の市場と比べても、ペット保険の普及率はスウェーデンで約65%、イギリスで約25%であるのに対し、日本では約10%と、拡大はしているものの依然として成長余地が大きい市場です。一方で、ペット保険市場は当社を含めて15社(少額短期保険事業者を含む)が参入する競争の激しい市場でもあり、当社が持続的に成長するためには、お客さまに付加価値を提供し続け、選ばれるペット保険会社であり続ける必要があると考えております。

このような経営環境のもと、当社は「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」という経営理念を掲げてペット保険事業の更なる拡大・強化に努め、2018年7月に「保険事業の経常収益を5年で2倍にする」<sup>(注)</sup>、「持株会社へ移行し、事業領域を拡大する」、「デジタルイゼーションを推進する」を重点方針とした中期経営計画(3か年計画)を公表し、持続的成長に向けた各種施策に取り組んでおります。当社では、その中期経営計画を、前年度の成果をもとに毎年次の3か年の計画に進化させておりますが、当事業年度においては、2019年からの3か年計画にアップデートし、以下のような施策を重点的に実施しました。

(注) 2017年度比

## ① 保険事業の更なる強化

当事業年度においては、中長期的な成長に向けた先行投資として、新規契約件数の獲得に注力いたしました。当社の最大チャネルであるペットショップ代理店につきましては、大手ペットショップチェーンとの提携を行い、新規契約件数の増大に大きく寄与しております。また、前事業年度に引き続き、既存の代理店との更なる関係深耕を図る一方、当事業年度においては、高松支店、福岡支店沖縄営業所を開設し、各地域で代理店への支援を深め、販売強化に注力しております。なお、2020年4月1日には富山支店新潟営業所を新潟支店に昇格させるとともに、中日本営業部静岡営業所を開設しました。これにより、現在当社の営業拠点は、業界最多の15拠点となっております。

また、当社は継続してインターネットチャネルにも注力しております。2020年3月に実施した消費者調査で、当社は6つの調査においてNo.1の評価を獲得いたしました。楽天インサイトでの調査においては、「うちの子ライト」が手術補償特化型保険として7年連続1位となりました。加えて、アンケートの調査では、犬・猫それぞれのインターネット経由での新規契約件数で2年連続1位を獲得しております。

加えて、販売チャネルの複線化も推進しました。2019年2月の第一生命ホールディングス株式会社との業務提携の基本合意に基づき、当事業年度においては、従来の当社のペットショップチャネル、インターネットチャネルに加え、第一生命保険株式会社のウェブサイトや営業員（生涯設計デザイナー）によるペット保険販売も開始するなど、販路が更に拡大されました。これにより、既にペットを飼育している幅広い層や、インターネットを活用しない層、また日頃接点の少ない層に対し、効果的にアプローチすることが可能となりました。

当社では、商品・サービスの拡充によるお客さま満足度の向上にも取り組んでおります。当社は、動物病院の窓口で保険証を提示すると、その場で自己負担分のみのお支払いで診療を受けられる「アイペット対応動物病院制度」を提供しております。この制度を利用することができる対応動物病院数は、当事業年度末で5,054施設（前事業年度より353施設増加）と、順調に増加しております。これにより、お客さまの利便性を更に高め、当社の保険商品をお選びいただく差別化の要素となっております。

また、当事業年度において、オウンドメディア等の継続的な活用及びお客さま参加型企画の開催等を積極的に行いました。具体的には、専門家監修の情報サイト「ワンペディア」、「にゃんペディア」の運営に加え、獣医師が病気・事故対策情報を提供する「うちの子 HAPPY PROJECT」での「皮膚トラブル対策」（第4弾）、「避妊去勢のすすめ」（第5弾）、「スキンケア対策」（第6弾）、「動画で学ぶしつけ」（第7弾）や、お客さま参加型の写真投稿企画「うちの子カレンダー2020」、「第6回ワン！にゃん！かるた」等を実施いたしました。

これらの施策が新規契約件数の順調な増加と、業界トップクラスの約90%の継続率につながり、より多くのお客さまにご支持をいただいた結果、保有契約件数は2019年8月には45万件、2020年3月には50万件へと、非常に速いペースで伸長しました。2019年5月に発表した中期経営計画では、2020年3月末に保有契約件数48万5千件を目指しておりましたが、それよりも早いペースで目標を達成しております。

## ② 持株会社への移行

当社は、経営理念を実現するため、ペット保険以外にも事業領域を拡大していくべく、金融庁の認可を得ることを前提に、2020年10月の持株会社設立に向けて準備を進めております。当社では、ペットとの共生環境向上を切り口として事業の多角化を行うことで、お客さまに様々な商品・サービスを提供し、お客さま一人あたりの収益向上を目指してまいります。また、持株会社化することにより、グループ内での集客・事務・システムなどを共通化し、更なる効率化とサービス向上を実現したいと考えております。加えて、事業を多角化することによるグループでの収益基盤、経営、人材力、組織力などの強化も追求してまいります。これらにより、ペット保険事業の安定や強化にも寄与するものと考えております。

持株会社への移行後の新規事業については、金融庁の承認を得る必要がありますが、収益が見込め、中長期的に取り組むことのできる事業領域、社会的な意義やマクロトレンド、既存事業との親和性、リスク、他社との提携等の可能性などを考慮して検討してまいります。

## ③ デジタライゼーションを梃子にした発展

当社では、デジタライゼーションの推進により、お客さま満足度向上や、お客さまとの接点の強化、業務の自動化・効率化、コスト削減・施策のスピードアップを目指しております。お客さま満足度向上のためには、各種お手続きのオンライン化など、お客さま専用マイページの機能の拡充を行っております。お客さまとの接点の強化に向けては、1 to 1 マーケティングを推進しCRM (Customer Relationship Management) に取り組んでおります。加えて、業務の自動化・効率化については、RPAを積極的に活用し、年間25,000時間相当の大幅な業務効率化を行いました。コスト削減・施策のスピードアップに向けては、当社の成長を支えるため、基幹システムの機能の強化を継続的に行っております。

これらの中期経営計画に定める取組みに加え、当社は、ペット保険会社として、社会的責任に真摯に向き合いつつ、成長の加速につなげるため、事業を通じた環境負荷の低減 (Environment)、ペットと共に健康で幸せに生きられる社会への貢献 (Social)、ガバナンスの強化による信頼性向上 (Governance) 等の取組みを推進しております。

環境負荷の低減 (E) に向けては、デジタルマーケティングやお客さま専用マイページの拡充など、ビジネス

プロセスの変革や環境に配慮した取り組みを行ってまいりました。ペットと共に健康で幸せに生きられる社会への貢献 (S) としては、当社がペット保険の普及に尽力することで、飼い主さまの診療費のご負担を軽減し、必要などきにためらわずに動物病院で診察を受け、最適な治療を選択していただけるようになります。これにより、ペットと共に健康で幸せに生きられる社会への貢献ができるものと考えております。また、2019年10月には、「人と動物が共生する社会の実現」を推進していくことを目指して、当社の事務センターの所在地である青森県との動物愛護に関する連携協定を締結いたしました。今後は、本協定に基づく具体的な取り組みを進め、青森県での動物愛護の推進を支援してまいります。加えて、前述のカレンダー、かるたの写真投稿キャンペーンでは、1投稿につき10円を当社が非営利活動へ寄付する企画とし、合計676,080円を、一般財団法人クリステル・ヴィ・アンサンブルが実施する保護された犬や猫を一時的に預かるボランティア育成・認知に関する活動への支援に寄付いたしました。なお、今後、持株会社に移行した後は、グループでペットに関わる社会的課題に取り組んでまいりたいと考えております。ガバナンスの強化による信頼性向上 (G) については、2019年6月に監査等委員会設置会社へ移行し、2020年4月には任意の指名・報酬諮問委員会を設置するなど、取締役会の監督機能強化や透明性の向上に加え、保険金不正請求防止への取り組み、コンプライアンス・リスク管理の一層の強化などを行い、より信頼されるペット保険会社になるよう、努力を継続しております。ESGに関する取り組みを推進することで、当社の事業を更に強固にし、また、更なる成長につなげられるよう、尽力してまいります。

以上のような施策を行った結果、当事業年度末の保有契約件数は508,225件（前事業年度末より84,873件増加・前事業年度比20.0%増）と順調に増加し、当事業年度における経営成績は以下のとおりとなりました。なお、当社は、経営者が意思決定する際に使用する社内指標（以下「Non-GAAP指標」といいます。）及び日本基準に基づく指標（以下「J-GAAP指標」といいます。）の双方によって、経営成績を開示しております。両者の差異は、責任準備金の計算方法によるもので、Non-GAAP指標は未經過保険料方式、J-GAAP指標は初年度収支残方式に基づいております。詳細については、後述の「(普通責任準備金の取扱い：未經過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)」をご参照ください。また、未經過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益を開示しております。詳細については、後述の「(異常危険準備金の取扱い：調整後利益について)」をご参照ください。

### ① 未経過保険料方式による経営成績 (Non-GAAP)

保険引受収益18,115百万円、資産運用収益173百万円などを合計した経常収益は18,334百万円（前事業年度比22.7%増）となりました。一方、保険引受費用12,172百万円、営業費及び一般管理費5,579百万円などを合計した経常費用は17,856百万円（同23.3%増）となりました。この結果、経常利益は477百万円（同5.3%増）となり、当期純利益は308百万円（同68.0%減）となりました。

調整後利益は異常危険準備金の影響を除いて算定され、この結果、調整後経常利益は1,058百万円（同13.9%増）、調整後当期純利益は726百万円（同11.0%減）となりました。

### ② 初年度収支残方式による経営成績 (J-GAAP)

保険引受収益18,115百万円、資産運用収益173百万円等を合計した経常収益は、18,334百万円（前事業年度比22.7%増）となりました。一方、保険引受費用12,237百万円、営業費及び一般管理費5,579百万円などを合計した経常費用は17,920百万円（同22.4%増）となり、その結果、経常利益は413百万円（同38.7%増）、当期純利益は261百万円（同69.2%減）となりました。

#### (普通責任準備金の取扱い：未経過保険料方式、初年度収支残方式による利益について)

損害保険会社は、保険業法施行規則第70条第1項第1号に基づき、未経過保険料残高と初年度収支残高の大きい方を責任準備金として負債計上し、当事業年度の残高と前事業年度の残高の差分を繰入額として当期に費用計上します。当社では、初年度収支残高が未経過保険料残高を上回って推移しており、現状、財務会計上は初年度収支残方式によっていますが、当社は社内管理用の指標として未経過保険料方式による損益を重要視しております。理由としまして、未経過保険料方式により算定された利益は、発生主義による利益と同額となるため、期間比較が可能となり当社の経営実態を適切に反映していると考えております。一方で、初年度収支残方式は、収支相等の原則に立脚しており、当年度に係る保険料から保険金、事業費を差し引いた残額が、翌年度以降の保険金支払い等の原資になるという考え方であり、初年度収支残方式により算出された利益は、発生主義による利益とならないことから期間比較ができないと考えております。また、上場企業のうち、初年度収支残方式に基づく損害保険会社が存在しないため、競合他社との比較の観点からも、投資家が当社の業績を評価する上で有用な情報として未経過保険料方式に基づく開示を行っております。なお、これらの数値は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。

### **(異常危険準備金の取扱い：調整後利益について)**

異常危険準備金は、異常災害による損害の填補に備えるため、収入保険料の一定割合を毎期積み立てる責任準備金的一种であり、大蔵省告示第232号第2条の別表で記載されている損害率を超える場合に、その損害率を超える部分に相当する金額を取崩すこととされています。当社は損害率が基準よりも低いため、収入保険料に3.2%を乗じた金額を毎期積み立てております。当社における未経過保険料方式に異常危険準備金影響額を加味した調整後経常利益及び調整後当期純利益は、競合他社の同指標あるいは類似の指標と算定方法が近似するものであり、比較可能性を高めるものであります。なお、これらの数値は会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査の対象とはなっておりません。



### ③ Non-GAAP指標からJ-GAAP指標への調整

未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年度
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	477
未経過保険料方式による普通責任準備金繰入額（イ）	878
初年度収支残方式による普通責任準備金繰入額（ロ）	942
差額（イ－ロ）	△64
初年度収支残方式による経常利益（J-GAAP）	413

また、未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）から調整後経常利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年度
未経過保険料方式による経常利益（Non-GAAP）	477
異常危険準備金影響額	580
調整後経常利益（Non-GAAP）	1,058

更に、未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）から調整後当期純利益（Non-GAAP）への調整は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年度
未経過保険料方式による当期純利益（Non-GAAP）	308
異常危険準備金影響額	417
調整後当期純利益（Non-GAAP）	726

なお、未経過保険料方式、初年度収支残方式による普通責任準備金残高及び異常危険準備金残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	2019年度
未経過保険料残高 (Non-GAAP)	4,411
初年度収支残高 (J-GAAP)	4,775
異常危険準備金残高	2,803

### <対処すべき課題>

当社は、中期経営計画に基づく経営を推進するにあたり、以下のような優先的に対処すべき課題について取組みを行ってまいります。

#### ① 保険事業の更なる強化

当社では、ペット保険の普及を促進することで、より多くの飼い主さまにとって、動物病院で診察を受け、最適な治療を選択するための経済的なご負担を軽減するお手伝いができると考えております。そのため、引き続き、ペット保険事業を強化し、収益の拡大はもとより、お客さま主義の徹底による業務品質の向上を進めます。

当社のペット保険事業においては、ペットショップ代理店を通じた新規契約獲得が重要な販売経路となっております。このペットショップ代理店における新規契約件数の減少や代理店契約の解除等がないよう、代理店とのコミュニケーションを強化し、適切に対策を講じてまいります。また、不祥事やお客さまへの不利益が発生することのないよう、募集管理態勢を強化し、保険代理店の適切な管理に努めてまいります。

更に、飼い主さまとの関係を構築、強化するため、CRMの推進を継続して行ってまいります。飼い主さまのセグメントに応じて効率的な施策を実施し、新規契約件数拡大や継続率の向上へつなげてまいります。

なお、これらの前提として、常にお客さま主義を徹底し、業務フローを徹底的に見直すことにより効率化を図りつつ、お客さまに寄り添うことを具現化することで、継続して業務品質の向上を図っていきたいと考えております。

## ② 持株会社への移行

当社では、金融庁の認可を得ることを前提に、2020年10月に持株会社を設立することを優先的な課題として対応しております。近年、ペット業界の重要なテーマとしては、ペットの病気に対する不安や経済的負担、正確な医療情報提供、医療の高度化などの医療に関するもの以外にも、殺処分、ペット・飼い主の高齢化、不動産などのペットとの共生インフラ、ペットの飼育頭数減少などが挙げられます。当社は、持株会社へ移行し、グループの事業を通じてこれらの課題に向き合いたいと考えております。

## ③ システムの強化

当社は、継続的に保有契約件数が増加しており、これを支えるためのシステムの機能強化を継続的に行う必要があります。また、保有契約件数の増加に伴い、保険金支払査定や契約管理等の事務手続きが増大することから、引き続き、システムを活用した事務処理の効率化を積極的に推進し、リーンオペレーションの実現と事務コストの抑制に努めてまいります。加えて、お客さま手続きのオンライン化など、お客さまやステークホルダーの皆さまの更なる満足度の向上に向けたシステム対応を今後も行ってまいります。

## ④ ESG経営の推進

当社は、ESGの取組みを通じて、ペット保険会社としての社会的責任を果たしつつ、事業を更に強固にし、成長につなげていくことを目指しております。ESGを経営課題と捉え、投資家をはじめとするステークホルダーの皆さまにより信頼していただけるよう、これまでに行ってきた取組みの継続、進化、新たな取組みへの挑戦などを行ってまいります。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 未経過保険料方式 (Non-GAAP指標)

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料	—	12,212	14,831	18,115
(ペット保険)	(—)	(12,212)	(14,831)	(18,115)
利息及び配当金収入	—	30	60	125
保険引受利益	—	397	364	363
経常利益	—	444	453	477
調整後経常利益	—	835	929	1,058
当期純利益	—	△81	963	308
調整後当期純利益	—	309	815	726
正味損害率	—	39.9%	42.4%	44.5%
正味事業費率	—	48.0%	46.4%	43.6%
1株当たり当期純利益 (又は当期純損失)	—	△8円70銭	91円68銭	28円72銭
調整後1株当たり当期純利益	—	32円95銭	77円65銭	67円64銭

- (注) 1. 2016年度の数値については、過年度の事業報告との整合性を鑑み、記載を省略しております。  
 2. 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、2017年度期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

## ② 初年度収支残方式 (J-GAAP指標)

区分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
正味収入保険料	10,067	12,212	14,831	18,115
(ペット保険)	(10,067)	(12,212)	(14,831)	(18,115)
利息及び配当金収入	4	30	60	125
保険引受利益	293	515	208	298
経常利益	297	561	297	413
当期純利益	196	32	851	261
正味損害率	38.8%	39.9%	42.4%	44.5%
正味事業費率	48.7%	48.0%	46.4%	43.6%
運用資産	5,834	6,881	8,768	9,501
総資産	8,179	9,250	13,574	15,599
1株当たり当期純利益	20円93銭	3円46銭	81円00銭	24円39銭

(注) 1. 運用資産は、預貯金、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地及び建物の合計額を記載しております。

2. 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、2016年度期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 支店等及び代理店の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
営業拠点			
営業部	3 営業部	3 営業部	— 営業部
支店	7 支店	8 支店	1 支店
営業所	2 営業所	3 営業所	1 営業所
計	12 拠点	14 拠点	2 拠点
事務センター	2 事業所	2 事業所	— 事業所
計	2 拠点	2 拠点	— 拠点
代理店	911 代理店	1,058 代理店	147 代理店
計	911 代理店	1,058 代理店	147 代理店

(注) 2020年4月1日に中日本営業部静岡営業所を新設しており、現時点での営業拠点の合計は15拠点となっております。

**(4) 使用人の状況**

区分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	390名	419名	29名	35.3歳	3.7年	313.8千円
営業職員	71名	78名	7名	32.3歳		

**(5) 主要な借入先の状況**

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	125百万円

**(6) 資金調達の状況**

当事業年度においては、記載すべき重要な資金調達はありません。

**(7) 設備投資の状況****① 設備投資の総額**

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,051
---------	-------

**② 重要な設備の新設等**

(単位：百万円)

内容	金額
新基幹システムの開発費用	775

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況

### ① 親会社の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当社の議決権比率	その他
株式会社ドリーム インキュベータ	東京都 千代田区	コンサルティング業	2000年 4月20日	4,978百万円	56.21%	—

### ② 子会社等の状況

該当事項はありません。

### ③ 重要な業務提携の概況

当社は、2019年2月1日付の第一生命ホールディングス株式会社との業務提携に関する基本合意に基づき、2019年4月1日付で同社との間で業務提携基本契約書を締結しました。これに基づき、2019年5月より第一生命保険株式会社のホームページ上で当社のペット保険商品の販売を開始し、2019年10月からは第一生命保険株式会社の営業員（生涯設計デザイナー）による当社のペット保険商品の販売を開始しております。

## (9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

## (10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

### ① 監査等委員会設置会社への移行

当社は、2019年6月22日開催の第15期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

### ② 指名・報酬諮問委員会の設置

当社は、取締役の指名・報酬等に係る決定プロセスの透明性及び客観性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、委員の過半数を独立社外取締役とする任意の指名・報酬諮問委員会を、2020年4月1日に設置しました。



## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況 (2020年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山村 鉄平	代表取締役 社長執行役員	—	(注) 1
工藤 雄太	取締役 常務執行役員 人事部長	—	(注) 2
青山 正明	取締役 常務執行役員 社長室長	株式会社ビザスク社外監査役 株式会社ABEJA社外監査役	(注) 3
有岡 正裕	取締役 執行役員	—	(注) 4
武藤 正典	取締役 執行役員	—	(注) 4
疋田 英一郎	取締役 執行役員	—	(注) 4
原田 哲郎	取締役	株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員	—
星田 繁和	取締役 (常勤監査等委員)	—	(注) 6
比護 正史	取締役 (監査等委員)	株式会社岡三証券グループ社外取締役 (監査等委員) ブレークモア法律事務所パートナー	(注) 6
待鳥 啓信	取締役 (監査等委員)	みんな電力株式会社社外監査役	(注) 5,6

- (注) 1. 山村鉄平氏は、2020年4月1日付で、当社代表取締役社長執行役員から、当社代表取締役社長となりました。
2. 工藤雄太氏は、2020年4月1日付で、当社取締役常務執行役員人事部長から、当社取締役常務執行役員となりました。
3. 青山正明氏は、2019年12月1日付で、株式会社ABEJAの社外監査役に就任いたしました。
4. 有岡正裕氏、武藤正典氏及び疋田英一郎氏は、2020年4月1日付で、当社取締役執行役員から、当社取締役となりました。
5. 2020年1月14日付での石井雅実氏の逝去に伴う退任により、補欠の監査等委員である取締役であった待鳥啓信氏が2020年1月15日付で監査等委員である取締役に就任しております。
6. 星田繁和氏、比護正史氏及び待鳥啓信氏は社外取締役であります。また、当社は、星田繁和氏、比護正史氏及び待鳥啓信氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。その理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や発言、内部監査部門等との連携、これらによる情報の監査等委員全員への共有等を通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

## (2) 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当	その他
比護 正史	2019年6月22日	任期満了（注）1	取締役	（注）2
星田 繁和	2019年6月22日	任期満了（注）1	常勤監査役	（注）2
野崎 晃	2019年6月22日	任期満了	監査役	（注）2
島田 容男	2019年6月22日	任期満了	監査役	（注）2
石井 雅実	2020年1月14日	逝去	取締役（監査等委員）	（注）2,3

- （注）1. 比護正史氏及び星田繁和氏は退任日と同日付で当社の監査等委員である取締役に就任しております。  
 2. 比護正史氏、星田繁和氏、野崎晃氏、島田容男氏及び石井雅実氏はいずれも社外役員でありました。  
 3. 石井雅実氏は、2020年1月6日まで株式会社南都銀行の社外取締役でありました。その他には、石井雅実氏の退任時において、重要な兼職はありませんでした。

## (3) 会社役員に対する報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
監査等委員でない取締役	8名	127
監査等委員である取締役	4名	16
監査役	3名	4
計	13名	148

- （注）1. 当社は、2019年6月22日開催の第15期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役の実支給人数及び報酬等は移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の実支給人数及び報酬等は移行後の期間に係るものであります。また、株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は以下のとおりであります。
- ・監査等委員会設置会社移行前
    - ①取締役 : 300百万円以内
    - ②監査役 : 100百万円以内
    - ③取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬 : ①とは別枠にて100百万円以内

## ・ 監査等委員会設置会社移行後

- ① 監査等委員でない取締役 : 300百万円以内
  - ② 監査等委員である取締役 : 100百万円以内
  - ③ 監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) に対する譲渡制限付株式付与のための報酬 : ①とは別枠にて100百万円以内
2. 支給人数及び報酬等の額には、2019年6月22日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名並びに2020年1月14日をもって退任した監査等委員である取締役1名の報酬等が含まれております。
3. 報酬等の額には、監査等委員でない取締役 (社外取締役を除く) に対して譲渡制限付株式の付与のために支給した金銭報酬債権のうち、当事業年度に費用が帰属する8百万円が含まれております。

## ② 当事業年度に支払った報酬等

第15期事業年度に係る賞与として、監査等委員でない取締役4名 (社外取締役を含まない) に対し、総額30百万円を支払っております。

## (4) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
星田繁和 (常勤監査等委員)	当社の会社法第363条第1項に規定する取締役以外の取締役として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、当社は当然に免責するものとする。
比護正史 (監査等委員)	
石井雅実 (監査等委員)	
待鳥啓信 (監査等委員)	

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況 (2020年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
星田繁和 (常勤監査等委員)	3年3カ月	取締役会 12/12回 監査役会 4/4回 監査等委員会 10/10回	保険会社における豊富な業務経験及び経営経験を通じて培われた見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
比護正史 (監査等委員)	4年0カ月	取締役会 12/12回 監査等委員会 10/10回	大蔵省・財務省において要職を歴任した経験と弁護士としての金融法務に関する専門的な見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
石井雅実 (監査等委員)	0年8カ月	取締役会 6/7回 監査等委員会 6/7回	保険会社における豊富な業務経験及び経営経験を通じて培われた見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。
待鳥啓信 (監査等委員)	0年3カ月	取締役会 3/3回 監査等委員会 3/3回	保険会社における豊富な業務経験及び監査役経験を通じて培われた見識に基づき、必要な発言を適宜行っております。

(注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

2. 当社は、2019年6月22日開催の第15期定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。星田繁和氏につきましては、監査等委員会設置会社移行前の社外監査役、比護正史氏につきましては監査等委員会設置会社移行前の社外取締役であった期間を含めた在任期間を記載しております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6名	23	—

(注) 支給人数及び報酬等の額には、2019年6月22日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名並びに2020年1月14日をもって退任した監査等委員である取締役1名の報酬等が含まれております。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 株式に関する事項

### (1) 株式数

**発行可能株式総数** **36,000,000株**

(注) 2019年10月1日付にて株式分割（1株を2株に分割）を実施しました。これに伴う定款変更により、発行可能株式総数を18,000,000株から36,000,000株に変更しております。

**発行済株式の総数** **10,796,994株(自己株式1,400株を含む)**

(注) 1. 2019年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）により、発行済株式の総数は5,373,497株増加しております。  
2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は株式分割までに37,840株、株式分割後に50,000株増加しております。

**(2) 当年度末株主数** **1,118名**

### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等 (千株)	持株比率 (%)
株式会社ドリームインキュベータ	6,068	56.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,032	9.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	496	4.59
双日株式会社	468	4.33
株式会社フォーカス	468	4.33
YCP HOLDINGS LIMITED	468	4.33
株式会社ソウ・ツー	420	3.89
アイペット損害保険従業員持株会	110	1.02
田中聡	58	0.54
山村鉄平	56	0.52

(注) 持株比率は自己株式 (1,400株) を除いて計算しております。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら、適宜検討していく予定であります。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>現金及び預貯金</b>	<b>3,050</b>
現金	0
預貯金	3,050
<b>金銭の信託</b>	<b>1,013</b>
<b>有価証券</b>	<b>5,067</b>
社債	768
株式	162
外国証券	424
その他の証券	3,711
<b>貸付金</b>	<b>122</b>
一般貸付	122
<b>有形固定資産</b>	<b>401</b>
土地	202
建物	45
建設仮勘定	8
その他の有形固定資産	144
<b>無形固定資産</b>	<b>2,049</b>
ソフトウェア	66
ソフトウェア仮勘定	1,982
その他の無形固定資産	0
<b>その他資産</b>	<b>2,877</b>
未収保険料	1,167
未収金	1,022
未収収益	11
預託金	235
仮払金	242
その他の資産	198
<b>繰延税金資産</b>	<b>1,017</b>
<b>貸倒引当金</b>	<b>△0</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>15,599</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>保険契約準備金</b>	<b>8,869</b>
支払備金	1,290
責任準備金	7,579
<b>その他負債</b>	<b>981</b>
借入金	125
未払法人税等	201
預り金	20
未払金	593
仮受金	0
リース債務	40
<b>賞与引当金</b>	<b>144</b>
<b>株主優待引当金</b>	<b>8</b>
<b>特別法上の準備金</b>	<b>14</b>
価格変動準備金	14
<b>負債の部合計</b>	<b>10,018</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>資本金</b>	<b>4,118</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>3,831</b>
資本準備金	3,831
<b>利益剰余金</b>	<b>△2,324</b>
その他利益剰余金	△2,324
繰越利益剰余金	△2,324
<b>株主資本合計</b>	<b>5,624</b>
その他有価証券評価差額金	△43
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>△43</b>
<b>純資産の部合計</b>	<b>5,580</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>15,599</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>経常収益</b>	<b>18,334</b>
<b>保険引受収益</b>	<b>18,115</b>
正味収入保険料	18,115
<b>資産運用収益</b>	<b>173</b>
利息及び配当金収入	125
金銭の信託運用益	7
有価証券売却益	40
<b>その他経常収益</b>	<b>45</b>
<b>経常費用</b>	<b>17,920</b>
<b>保険引受費用</b>	<b>12,237</b>
正味支払保険金	7,443
損害調査費	623
諸手数料及び集金費	2,320
支払備金繰入額	326
責任準備金繰入額	1,522
<b>資産運用費用</b>	<b>55</b>
金銭の信託運用損	1
有価証券売却損	33
為替差損	1
その他運用費用	18
<b>営業費及び一般管理費</b>	<b>5,579</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>49</b>
支払利息	0
貸倒引当金繰入額	△0
その他の経常費用	49
<b>経常利益</b>	<b>413</b>
<b>特別損失</b>	<b>6</b>
<b>特別法上の準備金繰入額</b>	<b>6</b>
価格変動準備金繰入額	6
<b>税引前当期純利益</b>	<b>406</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>341</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△197</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>144</b>
<b>当期純利益</b>	<b>261</b>



## 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

アイペット損害保険株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 明典	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹澤 正人	Ⓜ

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイペット損害保険株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受けるほか、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

アイペット損害保険株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）	星 田 繁 和	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	比 護 正 史	Ⓔ
監査等委員（社外取締役）	待 鳥 啓 信	Ⓔ

以 上

## 第1号議案 株式移転計画承認の件

---

当社は、金融庁による許認可等を条件とし、2020年10月1日（予定）を期日として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方法により純粋持株会社（完全親会社）である「アイペットホールディングス株式会社」（以下「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2020年4月28日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由及び目的その他

#### (1) 理由及び目的

当社は、2004年の創業以来「ペットとの共生環境の向上とペット産業の健全な発展を促し、潤いのある豊かな社会を創る。」ことを経営理念に掲げ、ペット保険の普及に努めて来ておりますが、この経営理念を実現するためには、ペットの殺処分、ペットの高齢化、飼い主の高齢化等のペットに関わる社会的課題に取り組んでいく必要があります。

しかしながら、これらの課題に対応する事業には、損害保険会社自体が行うには専門性等の観点から必ずしも適切ではなく、また、保険業法の制約により事業実施自体が制約される事業も含まれる可能性があります。

そこで、当社は、グループとしてペット保険事業を足掛かりに、巨大なペットビジネス市場の中でペット保険事業とのシナジー効果が生まれる事業に進出して収益拡大やお客さまの利便性向上を図るとともに、ペットに関わる各種社会的課題の解決に取り組むために持株会社を設立したいと考えています。

#### (2) ガバナンス体制

新たに設立される持株会社は、ガバナンス強化の観点から監査等委員会設置会社といたします。設立当初の役員体制につきましては、取締役6名、そのうち、一般株主の皆さまと利益相反が生じるおそれのない社外取締役を2名（取締役総数の33%）とし、取締役会の監督機能の強化を図ってまいります。また、役員候補者や役員報酬の決定に際しては、「指名・報酬諮問委員会」での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保を進めてまいります。

### (3) 役員報酬

持株会社の役員報酬体系につきましては、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬で構成されます。譲渡制限付株式報酬制度の対象者は、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）とし、持株会社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまの価値共有を進めます。

持株会社の役員報酬の上限につきましては、持株会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を、監査等委員でない取締役について年額300百万円以内とし、監査等委員である取締役については、年額100百万円以内といたします。また、これとは別枠で、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬を年額100百万円以内といたします。具体的な配分につきましては、監査等委員でない取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任願います。

### (4) 当社株式の上場廃止及び持株会社株式の新規上場

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は、2020年10月1日を予定しております。また、当社は、本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、当社株式は2020年9月29日に上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

## 2. 移転計画の内容

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

アイペット損害保険株式会社（以下「甲」という。）は、株式移転の方法により、新たに設立するアイペットホールディングス株式会社（以下「乙」という。）を甲の完全親会社とする株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うことに関し、次のとおり株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を定める。

#### 第1条（目的）

本株式移転計画の定めるところに従い、甲は株式移転の方法により新たに設立する乙の成立日（第7条に定義する。）において、本株式移転を行う。

第2条 (乙の商号、目的、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の商号、目的、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 商号：アイペットホールディングス株式会社 (英文：ipet Holdings, Inc.)

(2) 目的：以下の業務を行うことを目的とする。

① 損害保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理

② その他上記の業務に付帯する業務

(3) 本店の所在地：東京都港区 (本店の所在場所：東京都港区六本木一丁目8番7号 MFPR六本木麻布台ビル)

(4) 発行可能株式総数：4,000万株

2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1の「アイペットホールディングス株式会社定款」に記載のとおりとする。

第3条 (乙の設立時取締役の氏名および設立時会計監査人の名称)

1. 乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 設立時取締役 (監査等委員である者を除く。)

取締役 山村鉄平

取締役 工藤雄太

取締役 山内一洋

(2) 設立時監査等委員である取締役

社外取締役 杉町 真

社外取締役 星田繁和

取締役 原田哲郎

(3) 設立時監査等委員である補欠取締役

社外取締役 新井朗司

2. 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

EY新日本有限責任監査法人

第4条 (乙の資本金及び準備金の額)

(1) 資本金

100百万円

(2) 資本準備金

25百万円

(3) 利益準備金

-円

#### 第5条 (本株式移転に際して交付する株式および割当てに関する定め)

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主に対し、その所有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。
2. 乙は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。
3. 前項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

#### 第6条 (新株予約権者に対して交付する対価とその割当てに関する定め)

1. 乙は、本株式移転に際して、甲の新株予約権者（甲第11回新株予約権（い）の内容については別紙2 - (1)、甲第11回新株予約権（ろ）の内容については別紙2 - (2)に記載）に対して、その有する甲の新株予約権に代わる新株予約権として、基準時における甲の新株予約権の総数に1を乗じて得た数の別紙2 - (3)（甲第11回新株予約権（い）に対応）、別紙2 - (4)（甲第11回新株予約権（ろ）に対応）に規定する内容の乙の新株予約権を交付する。
2. 前項の対価の割当てについては、基準時における甲の各新株予約権者に対し、その有する甲の新株予約権の数に1を乗じて得た数の別紙2 - (3)、別紙2 - (4)に規定する内容の乙の新株予約権を割り当てる。

#### 第7条 (乙の成立の日)

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

#### 第8条 (株式移転計画承認株主総会)

甲は2020年6月27日に、株主総会を招集し、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、株式移転手續の進行上の必要性その他の事由により、これを変更することができる。

#### 第9条 (完全親会社の株式の上場に関する事項)

1. 乙は、2020年10月1日に（乙の成立の日において）その発行する普通株式の東京証券取引所への上場を予定する。
2. 乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

#### 第10条 (本株式移転の実行の条件)

本株式移転の実行は、本株式移転計画が甲の株主総会において承認されることを条件とする。

#### 第11条（株式移転条件の変更および本株式移転の中止）

本計画の作成後乙の成立に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本株式移転の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、本株式移転計画の内容を変更し、または本株式移転を中止することができる。

2020年4月28日  
東京都港区六本木一丁目8番7号  
アイペット損害保険株式会社  
代表取締役社長 山村鉄平 ㊞



## 別紙 1

## アイペットホールディングス株式会社

## 定款

## 第 1 章 総則

## (商号)

第 1 条 当社は、アイペットホールディングス株式会社と称し、英文では、ipet Holdings, Inc.と表示する。

## (目的)

第 2 条 当社は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 損害保険会社、その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に付帯する業務

## (本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都港区に置く。

## (機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## (公告の方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株式

## (発行可能株式総数および株式の種類)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、普通株式4,000万株とする。

## (自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## (単元株式数)

第 8 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

## (単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第12条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役CEOが招集する。

2. 株主総会においては、取締役CEOが議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

#### 第4章 取締役および取締役会

（員数）

第19条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。

2. 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役CEO（最高経営責任者）、取締役COO（最高執行責任者）および取締役CFO（最高財務責任者）各1名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役CEOが招集し、議長となる。取締役CEOに事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對し発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1千万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会の決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

（選任方法）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計算

（事業年度）

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等）

第42条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行うことができる。
3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない。

（剰余金の配当の除斥期間等）

第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

## 附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、当会社設立の日から2021年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 監査等委員でない取締役に対する報酬等  
報酬等（(3)の報酬を除く。）の総額は、年額300百万円以内とする。
- (2) 監査等委員である取締役に対する報酬等  
報酬等の総額は、年額100百万円以内とする。
- (3) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬

監査等委員でない取締役（社外取締役を除き、以下本条において「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、(1)の報酬枠とは別枠で、年額100百万円以内とする。この報酬は、アイペット損害保険株式会社の2019年6月22日開催の第15期定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式の付与のための報酬と同種の内容の報酬である。

なお、対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当会社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当会社の普通株式の総数は年8万株以内（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当会社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する。これによる当会社の普通株式の発行または処分に当たっては、当会社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとする。

- ① 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当会社株式（以下「本割当株式」という。）について、(a)2年間から5年間までの間で当会社の取締役会が定める期間または(b)本割当株式の交付日から対象取締役が当会社の取締役その他当会社の取締役会で定める地位を退任または退職するまでの期間のいずれかの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 対象取締役が当会社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に前述①に定める地位を喪失した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当会社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ③ 前述①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、前述①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、前述②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に前述①に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において前述③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 前述①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合であって、当社の取締役会が譲渡制限を解除することを相当と認める場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 前述⑤に規定する場合においては、当社は、前述⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑦ 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする

（附則の削除）

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上

別紙2 - (1)

甲第11回新株予約権 (い)

【新株予約権の要領】

1. 新株予約権の名称

アイペット損害保険株式会社第11回新株予約権 (い)

2. 新株予約権の内容

(1) 割当日

2016年5月27日

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式の227,500株とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の数

227,500個とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は640円とする。



なお、本新株予約権発行後、当社株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後株式行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価（下記②に定義する。以下同じ）を下回る払込価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価格を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式}}$$

ただし、上の計算式において、

- ① 「発行済普通株式」とは、(a) 新株発行の場合において、新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b) その他の場合には、調整後行使価格が有効となる日の1ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- ② 「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価格とし、当社の株式が国内外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている場合には、行使価格の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除く。）の平均値とする。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとする。なお、当社の株式が同時に複数の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定にあたっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとする。

- ③ 「調整後行使価格」は、募集または割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行または処分の効力発生日の翌日から効力を生じる。さらに当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価格の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2018年5月28日より、2026年3月23日までとする。ただし、下記の制限に従う。

- ① 本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、本新株予約権の割当日の翌日から起算して3年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権の個数の2分の1について、行使することができる。
- ② 本新株予約権割当て日の翌日から起算して3年を経過した日以降については、割り当てられた新株予約権の個数の全部について、行使することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ② 新株予約権の行使価格の年間の合計額が金1,200万円（新株予約権付与契約締結後に法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価格の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回る場合は、1,200万円を上回る範囲において税制適格を受けることができない。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。行使可能となった新株予約権については、本項の④に定める事由が発生した場合を除いて、新株予約権者は、当該地位を失った後3ヶ月以内に限り、権利行使可能とする。
- ④ 新株予約権者は以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者が懲戒解雇等により当社の役職員の地位を喪失した場合
  - (ii) 新株予約権者が法令または当社の社内規程に違反し、当社に対する背任行為があった場合
  - (iii) 新株予約権者が当社に対して新株予約権付与契約の解除を申し出た場合
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、行使期間が既に到来し、かつ、行使可能となった本件新株予約権のみを相続することができる。ただし、新株予約権者の相続人が複数である場合には本件新株予約権の承継者をその相続人のうちの1人に限定するものとし、かつ、当該本件新株予約権は、新株予約権者が死亡してから12ヶ月以内に限り権利行使できる。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- ② 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権の全部を無償で取得し、消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 別紙 2 - (2)

### 甲第11回新株予約権 (ろ)

#### 【新株予約権の要領】

#### 1. 新株予約権の名称

アイペット損害保険株式会社第11回新株予約権 (ろ)

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 割当日

2017年2月24日

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式の20,500株とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権の数

20,500個とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式1株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

##### (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価格」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は640円とする。

なお、本新株予約権発行後、当社株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後株式行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価（下記②に定義する。以下同じ）を下回る払込価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価格を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式}}$$

ただし、上の計算式において、

- ① 「発行済普通株式」とは、(a) 新株発行の場合において、新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b) その他の場合には、調整後行使価格が有効となる日の1ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- ② 「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価格とし、当社の株式が国内外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている場合には、行使価格の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除く。）の平均値とする。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとする。なお、当社の株式が同時に複数の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定にあたっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとする。

- ③ 「調整後行使価格」は、募集または割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行または処分の効力発生日の翌日から効力を生じる。さらに当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価格の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月25日より、2026年3月23日までとする。ただし、下記の制限に従う。

- ① 本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、本新株予約権の割当日の翌日から起算して3年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権の個数の2分の1について、行使することができる。
- ② 本新株予約権割当て日の翌日から起算して3年を経過した日以降については、割り当てられた新株予約権の個数の全部について、行使することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ② 新株予約権の行使価格の年間の合計額が金1,200万円（新株予約権付与契約締結後に法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価格の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回る場合は、1,200万円を上回る範囲において税制適格を受けることができない。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。行使可能となった新株予約権については、本項の④に定める事由が発生した場合を除いて、新株予約権者は、当該地位を失った後3ヶ月以内に限り、権利行使可能とする。
- ④ 新株予約権者は以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者が懲戒解雇等により当社の役職員の地位を喪失した場合
  - (ii) 新株予約権者が法令または当社の社内規程に違反し、当社に対する背任行為があった場合
  - (iii) 新株予約権者が当社に対して新株予約権付与契約の解除を申し出た場合
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、行使期間が既に到来し、かつ、行使可能となった本件新株予約権のみを相続することができる。ただし、新株予約権者の相続人が複数である場合には本件新株予約権の承継者をその相続人のうちの1人に限定するものとし、かつ、当該本件新株予約権は、新株予約権者が死亡してから12ヶ月以内に限り権利行使できる。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- ② 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権の全部を無償で取得し、消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 別紙2 - (3)

### 乙第1回新株予約権 (い)

#### 【新株予約権の要領】

#### 1. 新株予約権の名称

アイペットホールディングス株式会社第1回新株予約権 (い)

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 交付日

2020年10月1日

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式の174,600株 (株式移転計画作成時) とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権の数

87,300個 (株式移転計画作成時) とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式2株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

##### (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額 (以下「行使価格」という。) に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は320円とする。



なお、本新株予約権発行後、当社株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後株式行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価（下記②に定義する。以下同じ）を下回る払込価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価格を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式}}$$

ただし、上の計算式において、

- ① 「発行済普通株式」とは、(a) 新株発行の場合において、新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b) その他の場合には、調整後行使価格が有効となる日の1ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- ② 「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価格とし、当社の株式が国内外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている場合には、行使価格の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除く。）の平均値とする。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとする。なお、当社の株式が同時に複数の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定にあたっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとする。

- ③ 「調整後行使価格」は、募集または割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行または処分の効力発生日の翌日から効力を生じる。さらに当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価格の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2018年5月28日より、2026年3月23日までとする。ただし、下記の制限に従う。

- ① 本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、本新株予約権の割当日の翌日から起算して3年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権の個数の2分の1について、行使することができる。
- ② 本新株予約権割当て日の翌日から起算して3年を経過した日以降については、割り当てられた新株予約権の個数の全部について、行使することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ② 新株予約権の行使価格の年間の合計額が金1,200万円（新株予約権付与契約締結後に法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価格の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回る場合は、1,200万円を上回る範囲において税制適格を受けることができない。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。行使可能となった新株予約権については、本項の④に定める事由が発生した場合を除いて、新株予約権者は、当該地位を失った後3ヶ月以内に限り、権利行使可能とする。
- ④ 新株予約権者は以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者が懲戒解雇等により当社の役職員の地位を喪失した場合
  - (ii) 新株予約権者が法令または当社の社内規程に違反し、当社に対する背任行為があった場合
  - (iii) 新株予約権者が当社に対して新株予約権付与契約の解除を申し出た場合
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、行使期間が既に到来し、かつ、行使可能となった本件新株予約権のみを相続することができる。ただし、新株予約権者の相続人が複数である場合には本件新株予約権の承継者をその相続人のうちの1人に限定するものとし、かつ、当該本件新株予約権は、新株予約権者が死亡してから12ヶ月以内に限り権利行使できる。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- ② 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権の全部を無償で取得し、消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 別紙2 - (4)

### 乙第1回新株予約権(ろ)

#### 【新株予約権の要領】

#### 1. 新株予約権の名称

アイペットホールディングス株式会社第1回新株予約権(ろ)

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 交付日

2020年10月1日

##### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式の20,000株(株式移転計画作成時)とする。

なお、当社が株式分割または、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

##### (3) 新株予約権の数

10,000個(株式移転計画作成時)とする。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式2株とする。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

##### (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

##### (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価格」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は320円とする。

なお、本新株予約権発行後、当社株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げる。

$$\text{調整後株式行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価（下記②に定義する。以下同じ）を下回る払込価格で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、行使価格を次の算式により調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式}}$$

ただし、上の計算式において、

- ① 「発行済普通株式」とは、(a) 新株発行の場合において、新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b) その他の場合には、調整後行使価格が有効となる日の1ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- ② 「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価格とし、当社の株式が国内外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場（以下「金融商品取引所」という。）に上場されている場合には、行使価格の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除く。）の平均値とする。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとする。なお、当社の株式が同時に複数の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定にあたっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとする。

- ③ 「調整後行使価格」は、募集または割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行または処分の効力発生日の翌日から効力を生じる。さらに当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価格の調整を行うことができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2019年2月25日より、2026年3月23日までとする。ただし、下記の制限に従う。

- ① 本新株予約権の割当日の翌日から起算して2年を経過した日より、本新株予約権の割当日の翌日から起算して3年を経過する日までは、割り当てられた新株予約権の個数の2分の1について、行使することができる。
- ② 本新株予約権割当て日の翌日から起算して3年を経過した日以降については、割り当てられた新株予約権の個数の全部について、行使することができる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- ② 新株予約権の行使価格の年間の合計額が金1,200万円（新株予約権付与契約締結後に法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価格の上限金額が変更された場合には、その変更後の上限金額。）を上回る場合は、1,200万円を上回る範囲において税制適格を受けることができない。
- ③ 新株予約権者は、権利行使時において当社または子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、別途取締役会の承認があった場合はこの限りではない。行使可能となった新株予約権については、本項の④に定める事由が発生した場合を除いて、新株予約権者は、当該地位を失った後3ヶ月以内に限り、権利行使可能とする。
- ④ 新株予約権者は以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使できない。
- (i) 新株予約権者が懲戒解雇等により当社の役職員の地位を喪失した場合
  - (ii) 新株予約権者が法令または当社の社内規程に違反し、当社に対する背任行為があった場合
  - (iii) 新株予約権者が当社に対して新株予約権付与契約の解除を申し出た場合
- ⑤ 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、行使期間が既に到来し、かつ、行使可能となった本件新株予約権のみを相続することができる。ただし、新株予約権者の相続人が複数である場合には本件新株予約権の承継者をその相続人のうちの1人に限定するものとし、かつ、当該本件新株予約権は、新株予約権者が死亡してから12ヶ月以内に限り権利行使できる。

(8) 会社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとする。
- ② 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上または当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権の全部を無償で取得し、消却することができるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価に関する定め相当性に関する事項

##### ① 交付する株式数の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独の株式移転によって持株会社（完全親会社）を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆さまの所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

この結果、持株会社の交付する株式数は10,796,994株となる予定ですが、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社の交付する株式数は変動いたします。なお、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取により取得する自己株式を含みます。）については、本株式移転の効力発生に先立ち消却する予定であり、持株会社の普通株式は割当交付されません。

##### ② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

#### (2) 株式移転に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式移転に際し、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権に代わり交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権とほぼ同一の内容のものであり、交付する数も同一であることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

#### (3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。



4. 持株会社の監査等委員でない取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員でない取締役となる候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
やまむら てっぺい 山村 鉄平 (1975年3月27日生)	1997年4月 2013年5月 2014年10月 2015年6月 2016年6月 2020年4月	安田生命保険相互会社入社 当社入社 当社取締役営業企画管理本部長 当社取締役総括補佐 当社代表取締役社長執行役員 当社代表取締役社長（現任）	(1)56,200株 (2)56,200株
くどう ゆうた 工藤 雄太 (1977年8月2日生)	2004年12月 2011年8月 2013年6月 2015年5月 2015年6月 2016年4月 2016年6月 2019年4月 2020年4月	新日本監査法人入所 当社入社 当社取締役人事総務部長兼財務経理部長 当社取締役財務経理部長兼資産運用部長 当社執行役員財務経理部長 当社取締役財務経理部長 当社取締役常務執行役員財務経理部長 当社取締役常務執行役員人事部長 当社取締役常務執行役員（現任）	(1)55,400株 (2)55,400株
やまうち かずひろ 山内 一洋 (1958年11月18日生)	1983年4月 2001年1月 2004年6月 2006年4月 2007年5月 2008年7月 2012年1月 2014年6月 2016年4月 2016年4月	東洋信託銀行株式会社入社 シティバンク銀行入社 三井住友海上シティインシュアランス生命保険株式会社出向 内部監査部長 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社執行役員 ジブラルタ生命保険株式会社入社 同社執行役員 同社執行役員常務 同社取締役兼執行役員常務 同社代表取締役社長兼CEO プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社取締役	(1)0株 (2)0株

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2020年3月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況に基づき、株式移転比率をもって割り当てられます。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項  
 持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
すぎ まち まこと 杉 町 真 (1956年8月14日生)	1980年 4 月 2003年 7 月 2004年 7 月 2010年 6 月 2011年 6 月 2014年 4 月 2014年 6 月 2014年 6 月 2014年 6 月 2015年 4 月 2016年 4 月 2016年 6 月 2020年 6 月	東京海上火災保険株式会社入社 同社営業推進部部長 東京海上日動火災保険株式会社商品販売支援部長 同社執行役員 同社常務執行役員 同社常務取締役 株式会社 J A L U X 社外監査役 東京国際空港ターミナル株式会社社外監査役 三菱鉱石輸送株式会社社外取締役 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員 同社専務執行役員 日本地震再保険株式会社代表取締役社長（現任） （2020年6月30日退任予定） 株式会社東京エネシス社外取締役 （2020年6月26日就任予定）	(1)0株 (2)0株
<p>【社外取締役候補者選任理由】</p> <p>保険会社における豊富な業務経験・経営経験のみならず、監査役や社外取締役の経験も有しております。こうした経験や知見から、持株会社の監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p> <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社東京エネシス社外取締役（2020年6月26日就任予定）</p>			

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
ほしだ しげかず 星田 繁和 (1953年8月31日生)	1977年 4月 三井生命保険相互会社入社 2004年 4月 三井生命保険株式会社執行役員 2006年 4月 同社常務執行役員 2008年 6月 同社取締役常務執行役員 2010年 4月 同社取締役専務執行役員 2012年 6月 公益財団法人三井生命厚生財団理事長 2017年 1月 当社社外監査役 2019年 6月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）		(1)0株 (2)0株
<b>【社外取締役候補者選任理由】</b> 保険会社における豊富な業務経験を通じて培われた見識を有しております。また、2017年より当社の常勤監査役、2019年より当社の監査等委員である社外取締役を務め、公正中立な立場から適切な意見をいただいております。こうした経験や知見から、持株会社の監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			
はらだ てつろう 原田 哲郎 (1965年9月22日生)	1981年 4月 海上自衛隊入隊 1990年 4月 日本生命保険相互会社入社 2000年10月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2006年 6月 同社執行役員 2017年11月 当社取締役（現任） 2018年 6月 株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員（現任）		(1)0株 (2)0株
<b>【重要な兼職の状況】</b> 株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員			

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2020年3月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況に基づき、株式移転比率をもって割り当てられます。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 原田哲郎氏は、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者であり、過去5年間においても同社の業務執行者でありました。
4. 杉町真氏及び星田繁和氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 星田繁和氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、当社の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。なお、社外監査役であった期間を通算した場合の在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年5ヵ月となります。

6. 当社は、現在、星田繁和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。持株会社が設立され、杉町真氏、星田繁和氏及び原田哲郎氏が持株会社の監査等委員である取締役就任した場合には、持株会社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、星田繁和氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、持株会社が設立され星田繁和氏及び杉町真氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、持株会社は株式会社東京証券取引所に対し、両氏を独立役員として届出を行う予定であります。

6. 持株会社の補欠の監査等委員である取締役となる者に関する事項  
持株会社の補欠の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		(1)所有する当社株式の数 (2)割り当てられる持株会社株式の数
あらいひろまさ <b>新井朗司</b> (1983年1月6日生)	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2016年10月 厚生労働省参与 2020年1月 森・濱田松本法律事務所 パートナー (現任) 2020年4月 金沢大学法科大学院非常勤講師 (現任)	<b>【社外取締役候補者選任理由】</b> 弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的及び客観的な立場から持株会社の監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。新井朗司氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通しており、持株会社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。 <b>【重要な兼職の状況】</b> 森・濱田松本法律事務所パートナー	(1)0株 (2)0株

- (注) 1. 所有する当社の株式数は、2020年3月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況に基づき、株式移転比率をもって割り当てられます。
2. 新井朗司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、持株会社との間に特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 新井朗司氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 持株会社が設立され新井朗司氏が持株会社の監査等委員である取締役に就任した場合には、持株会社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

## 7. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

名 称	EY新日本有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
沿 革	2000年4月 監査法人太田昭和センチュリー設立 2001年7月 新日本監査法人に名称変更 2008年7月 新日本有限責任監査法人に名称変更 2018年7月 EY新日本有限責任監査法人に名称変更

- (注) 1. 当社の監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人を持株会社の会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の監査実績、独立性に関する事項、品質管理の方針や手続き、監査計画やチーム編成などの監査実施体制等を総合的に考慮し、適任と判断したためであります。
2. 当社は、現在、EY新日本有限責任監査法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員（7名）は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の実効性・客観性を高め、意思決定の更なる迅速化を図るため、監査等委員でない取締役を2名減員し、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会（委員長及び委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、株主総会で陳述すべき特段の事項はありませんでした。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

### 参考 候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	
1	やまむらてつべい 山村鉄平	代表取締役社長	再任
2	くどうゆうた 工藤雄太	取締役常務執行役員	再任
3	あおやままさあき 青山正明	取締役常務執行役員社長室長	再任
4	やまうちかずひろ 山内一洋	—	新任
5	はらだてつろう 原田哲郎	取締役	再任

1

やまむら てっぺい

山村 鉄平

(1975年3月27日生)

再任

## 略歴

1997年4月 安田生命保険相互会社入社  
2013年5月 当社入社  
2014年10月 当社取締役営業企画管理本部長  
2015年6月 当社取締役総括補佐  
2016年6月 当社代表取締役社長執行役員  
2020年4月 当社代表取締役社長（現任）

## 重要な兼職の状況

—

## 取締役候補者とした理由

保険会社での営業部門及びミドル部門の経験を経て当社に入社し、営業企画管理本部長等を歴任しました。また、2014年より取締役、2016年より代表取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

## 当社における地位及び担当

代表取締役社長

## 所有する当社の株式数

56,200株

## 取締役会への出席状況

12/12回（100%）

2

く どう ゆう た  
工藤 雄太

(1977年8月2日生)

再任

## | 略歴

2004年12月	新日本監査法人入所	2016年4月	当社取締役財務経理部長
2011年8月	当社入社	2016年6月	当社取締役常務執行役員財務経理部長
2013年6月	当社取締役人事総務部長兼財務経理部長	2019年4月	当社取締役常務執行役員人事部長
2015年5月	当社取締役財務経理部長兼資産運用部長	2020年4月	当社取締役常務執行役員(現任)
2015年6月	当社執行役員財務経理部長		

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

公認会計士としての専門的な知見に加え、当社に入社してからは財務経理・人事・総務等の部門を担当しました。2013年より取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

## | 当社における地位及び担当

取締役常務執行役員

## | 所有する当社の株式数

55,400株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)



3

あおやま まさあき

青山 正明

(1979年11月25日生)

再任

## | 略歴

2004年4月	株式会社ドリームインキュベータ入社	2016年8月	当社取締役常務執行役員経営企画部長
2012年6月	当社社外取締役	2017年4月	当社取締役常務執行役員
2015年6月	株式会社ドリームインキュベータ執行役員	2018年9月	株式会社ビザスク社外監査役 (現任)
2016年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役常務執行役員社長室長 (現任)
2016年5月	当社執行役員	2019年12月	株式会社ABEJA社外監査役 (現任)
2016年6月	当社取締役常務執行役員		

## | 当社における地位及び担当

取締役常務執行役員社長室長

## | 所有する当社の株式数

53,800株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

## | 重要な兼職の状況

株式会社ビザスク社外監査役

株式会社ABEJA社外監査役

## | 取締役候補者とした理由

コンサルティングファームにおける経営戦略の立案・支援の経験を有し、2012年からは社外取締役、2016年からは経営企画部等を管掌する常勤取締役として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者としてしました。

4

やまうち かずひろ

山内 一洋

(1958年11月18日生)

新任

## | 略歴

1983年 4月	東洋信託銀行株式会社入社	2007年 5月	ジブラルタ生命保険株式会社入社
2001年 1月	シティバンク銀行入社	2008年 7月	同社執行役員
2004年 6月	三井住友海上シティインシュアランス 生命保険株式会社出向 内部監査部長	2012年 1月	同社執行役員常務
2006年 4月	三井住友海上メットライフ 生命保険株式会社執行役員	2014年 6月	同社取締役兼執行役員常務
		2016年 4月	同社代表取締役社長兼CEO
		2016年 4月	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン 株式会社取締役

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 重要な兼職の状況

—

## | 取締役候補者とした理由

金融及び保険に関する豊富な知識、企業経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かし、取締役として、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できるものと判断し、取締役候補者としました。

5

はらだ てつろう

原田 哲郎

(1965年9月22日生)

再任

## | 略歴

1981年4月	海上自衛隊入隊	2018年6月	株式会社ドリームインキュベータ
1990年4月	日本生命保険相互会社入社		取締役執行役員 (現任)
2000年10月	株式会社ドリームインキュベータ入社		
2006年6月	同社執行役員		
2017年11月	当社取締役 (現任)		

## | 当社における地位及び担当

取締役

## | 所有する当社の株式数

0株

## | 取締役会への出席状況

12/12回 (100%)

## | 重要な兼職の状況

株式会社ドリームインキュベータ取締役執行役員

## | 取締役候補者とした理由

保険会社における業務経験と、コンサルティングファームにおいて培われた経営管理全般に関する見識を有しております。また、2017年より当社の取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を引き続き当社の経営に活かすため取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青山正明氏は、過去5年以内において、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者でありました。
3. 山内一洋氏は、アイペットホールディングス株式会社が設立され、同社の監査等委員でない取締役に就任する場合には、当社の監査等委員でない取締役に辞任する予定であります。
4. 原田哲郎氏は、当社の親会社である株式会社ドリームインキュベータの業務執行者であり、過去5年間においても同社の業務執行者でありました。
5. 原田哲郎氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

## 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

取締役会の監督機能の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することといたしたく、選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会（委員長及び委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

すぎまち まこと  
**杉町 真** (1956年8月14日生)

新任

社外

独立

### 略歴

1980年4月	東京海上火災保険株式会社入社	2014年6月	三菱鉱石輸送株式会社社外取締役
2003年7月	同社営業推進部長	2015年4月	東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員
2004年7月	東京海上日動火災保険株式会社商品販売支援部長	2016年4月	同社専務執行役員
2010年6月	同社執行役員	2016年6月	日本地震再保険株式会社 代表取締役社長（現任） （2020年6月30日退任予定）
2011年6月	同社常務執行役員	2020年6月	株式会社東京エネシス社外取締役 （2020年6月26日就任予定）
2014年4月	同社常務取締役		
2014年6月	株式会社JALUX社外監査役		
2014年6月	東京国際空港ターミナル株式会社社外監査役		

### 所有する当社の株式数

0株

### 重要な兼職の状況

株式会社東京エネシス社外取締役（2020年6月26日就任予定）

### 社外取締役候補者とした理由

保険会社における豊富な業務経験・経営経験のみならず、監査役や社外取締役の経験も有しております。こうした経験や知見から、監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 杉町真氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 同氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 同氏の取締役就任日は、2020年7月1日を予定しております。  
4. 同氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。  
5. 同氏につきましては、本議案が承認された場合、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行う予定であります。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令の定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者の選定にあたりましては、透明性及客観性を高めるため、指名・報酬諮問委員会（委員長及び委員の過半数は独立社外取締役）の審議を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あらい ひろまさ

**新井 朗司** (1983年1月6日生)

社外

### 略歴

2009年12月 弁護士登録  
 2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所  
 2016年10月 厚生労働省参与  
 2020年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー（現任）  
 2020年4月 金沢大学法科大学院非常勤講師（現任）

### 所有する当社の株式数

0株

### 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所パートナー

### 補欠の社外取締役候補者とした理由

弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的及び客観的な立場から監査等委員として経営監督機能を適切に担うことができるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。新井朗司氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

- (注) 1. 新井朗司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 同氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。

以上



## 定時株主総会会場ご案内図

### 「アークヒルズクラブ クラブルーム」

会場 東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル イーストウィング37階

(注) 当日は1階アークヒルズクラブ専用ゲートからご入場いただきますようお願い申し上げます。

交通 東京メトロ | **Ⓐ** 南北線「六本木一丁目」駅 | 3番出口より徒歩約3分

